

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

### 緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年4月12日付3千子指導収第83号にて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国の緊急事態宣言及び、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年4月23日付3教総総第279号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおり変更をいたします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、5月連休等の学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

### 記

#### 1 学校・園運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

#### 2 基本的な感染症対策の実施について

##### (1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養する）
- 登校時の健康チェックを行う。（登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する）
- 教室等における密集を回避する。（幼児・児童・生徒等同士の間隔について一定の距離を確保）
- 30分に1回以上換気を行う。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 不要不急の外出を自粛する。
- 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェックを行う。（検温結果等を記録する。）
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出を自粛する。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。

3 教育活動に関すること

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、その学習活動については実施を控える。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間とならないよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

○放課後は速やかに帰宅する。不要不急の外出は避ける。

#### (4) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

#### (5) 学校行事等について

○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を実施することができることとする。

#### (6) 部活動について

○緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認めるが、特に、4月29日から5月9日までの間については、人流を徹底的に抑制するため、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。

○大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大

会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

- 練習試合や合同練習等を行わない。ただし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、緊急事態宣言期間中は実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
  - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
  - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
  - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事

TEL 03-5211-4286

○指導課管理係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229